

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
1	実施方針							用語の定義	【協力会社】には、事業者から会計監査業務やアドバイザー業務など設計、建設、解体撤去及び維持管理業務以外の業務を事業者から直接受託する企業も含まれますでしょうか。	特別目的会社に出資をせず、業務を直接受託する企業であれば、協力会社に該当しますが、ご質問のような会計監査業務やアドバイザー業務等、担当業務が本事業の主たる業務ではない場合、必ずしも協力会社とする必要はありません。
2	実施方針							用語の定義	現第一展示館の解体完了後、敷地を貴市に引渡した後は、現第一展示館の敷地は【本施設】および【既存施設】から外れるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	実施方針	2	第1	1	(6)	ア		事業範囲 ・新施設の設計設計及び建設に関する業務	「ア 新施設の設計及び建設に関する業務」の中には、「統括管理業務」に関する記載がありませんが、要求水準書(案)20頁の「第3 設計・建設業務に係る要求水準」には、業務区分として、「統括管理業務」が記載されています。この「統括管理業務」は、設計・管理業務の中にのみ含まれるものと理解して宜しいでしょうか。ご教示下さい。	事業の統括管理については、要求水準書(案)P.61の「第6 その他業務に係る要求水準」にある「統括マネジメント業務」に規定する通りとし、「設計・建設業務に係る要求水準」における「統括管理業務」は削除とします。要求水準書(案)P.21を修正します。
4	実施方針	2	第1	1	(6)	イ		事業範囲 ・現第1展示館の解体・撤去に関する業務	事業範囲において、「現第1展示館の解体・撤去に係る事前調査及びその他関連業務」と記載されておりますが、アスベスト材の含有状況などの調査が完了できないと金額が確定できません。入札時における解体工事の費用の算出方法について、お示し下さい。	No.124の回答を参照ください。
5	実施方針	2	第1	1	(6)	エ		事業範囲 ・その他業務	「エ その他業務」のうち、「統括マネジメント業務」と要求水準(案)20頁の「第3 設計・建設業務に係る要求水準」に記載の「統括管理業務」の関係について、ご教示下さい。	No.3の回答を参照ください。
6	実施方針	3	第1	1	(7)	ウ		市が実施する業務 ・本施設の維持管理に関する業務	「舞台設備保守管理業務」「什器備品保守管理業務」に係る人員は本施設に常駐することを想定されておりますでしょうか。	常駐するものと想定しております。
7	実施方針	2	第1	1	(7)	ウ		市が実施する業務 ・本施設の維持管理に関する業務	「備品等保守管理業務」と「什器備品保守管理業務」の業務範囲についてどのようにすみわけを行うのか詳細をご教示ください。維持管理業務を実施するうえで必須となる備品を事業者にて提案するというのでしょうか。	要求水準書(案)P.58の通り、備品等保守管理業務では維持管理業務を実施するうえで必須となる備品等のみを業務の対象とします。維持管理業務を実施するうえで必須となる備品等について、市が指定するもの以外は事業者にて提案ください。
8	実施方針	3	第1	1	(7)	ウ		市が実施する業務 ・本施設の維持管理に関する業務	市の実施する業務に大規模修繕(設備更新等)が含まれていますが、事業期間中についても貴市が実施されると考えてよろしいでしょうか。	既存施設の大規模修繕(設備更新等)については、必要があれば事業期間中も本市が実施します。
9	実施方針	4	第1	1	(10)			事業スケジュール(予定)	早期に施設整備を終えた場合の維持管理期間が18年9か月間とされておりますが、この場合も開館準備期間は3か月間と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	実施方針	4	第1	1	(10)			事業スケジュール(予定)	設計・建設期間が予定よりも早まった場合、現第1展示館の解体・撤去の始期も早めるとありますが、現第1展示館で既に予定されているイベントの関係で、前倒しできる始期にも制限があるということをご教示いただけますでしょうか。	現第1展示館での催事については、予定を受ける時点での調整や他館の代替利用等の対応をとりますので、前倒しの始期について制限はありません。
11	実施方針	4	第1	1	(10)			事業スケジュール(予定)	「この場合、既存施設の維持管理期間は新施設の維持管理業務の終了時点までとし、現第1展示館の解体・撤去期間の始期は同様に早めることとする。」とありますが、解体・撤去期間の始期を早めた場合でも、終期は「平成35年9月まで」のままでしょうか。ご教示下さい。	平成35年9月までに解体・撤去業務を完了することを必須としております。その中で終期を早めていただいても結構です。
12	実施方針	4	第1	1	(10)			事業スケジュール(予定)	「※2 現第1展示館の解体・撤去業務については、新施設の供用開始後、速やかに解体工事に着手し、平成35年9月までに業務を完了することとする。」とされておりますが、解体工事に先立つ事前調査業務に関しては、新施設の供用開始前から開始することをお認め頂けないでしょうか。	事業契約の締結後であれば、基本的に催事に影響がない期間に調査が可能です。調査が連続しての長期間(数週間～1か月)となる場合は、市と協議するものとします。
13	実施方針	4	第1	1	(10)			事業スケジュール(予定)	早期に施設整備を終えた場合の維持管理期間が18年9か月間とされておりますが、この場合新施設・既存施設共に平成52年12月に維持管理業務が終了するという認識で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)P.53「(5)業務期間」の通り、早期に施設整備を終えた場合、新施設の維持管理期間を18年9か月間とし、新施設・既存施設の維持管理業務は同時に終了するものとします。具体的な終了時期は施設整備の完了時点によるため、必ずしも平成52年12月とは限りません。

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
14	実施方針	4	第1	1	(10)			事業スケジュール(予定)	本事業において、国交省主導の働き方改革に基づき工程に条件はありますでしょうか(週休2日・時間外労働上限規制等)。既に条件が設定されている場合、または今後条件が付加される場合には、工程及び経費の見直しについて協議に応じていただけたらと考えてよろしいでしょうか。	国交省主導の働き方改革に基づく工程の条件は付けておりません。今後、法などの見直しにより工程等に影響を及ぼす場合は協議事項とします。
15	実施方針	6	第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	入札、事業提案書の提出が9月であるのに対して、官民対話の実施が8月に設定されておりますが、官民対話から事業提案書の提出までの期間が短く十分な反映期間を確保できないため、官民対話の実施時期を再考いただけないでしょうか。	ご意見を踏まえスケジュールについては検討致します。具体的なスケジュールは、入札説明書等にて示します。
16	実施方針	6	第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	官民対話の実施時期が事業提案書提出の1か月前に設定されております。資格審査後の実施になるということは承知しておりますが、対話の内容を十分に提案書に反映させていただくため、官民対話から事業提案書提出まで2か月程度確保していただけないでしょうか。	No.15の回答を参照ください。
17	実施方針	6	第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	入札書、事業提案書の受付が9月、官民対話の実施が8月に設定されておりますが、官民対話の実施から事業提案書の提出までの期間が短く、対話の内容の反映が難しい事が想定されます。官民対話の実施時期の見直しをお願いできませんでしょうか。	No.15の回答を参照ください。
18	実施方針	9	第2	4	(1)			応募者の参加要件等	指名停止の対象期間が、「入札公告の日から落札者決定前までの間」とされておりますが、対象期間が長期に渡ることとなりますので、「参加表明の受付から落札者決定前までの間」に対象期間を短縮していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
19	実施方針	10	第2	4	(2)	ア		応募各社の参加要件	応募各社は、全て名古屋市の競争入札参加資格者名簿に登録されていることとなっているため、応募者は名古屋市の競争入札参加資格者名簿に記載されている名義での応募でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	実施方針	11	第2	4	(2)	オ		応募各社の参加要件	1年以上の建築物(公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館)の維持管理の実績を有するとありますが、用途が満たされていれば建物の延床面積等は問われないということでしょうか。	ご理解の通りです。平成29年7月31日に公表した実施方針等に関する質問の回答No.21を参照ください。
21	実施方針	11	第2	4	(2)	オ		応募各社の参加要件	1年以上の建築物(公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館)の維持管理の実績を有するとありますが、元請としての実績と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
22	実施方針	17	第3	3	(2)			契約保証金の納付等	履行保証保険の付保期間は設計・建設期間中のみという理解でよろしかったでしょうか。	設計・建設期間と解体撤去期間も付保して頂くことを想定しています。該当箇所を修正します。なお、付保の条件等詳細は、入札説明書等で示します。
23	実施方針	18	第3	4	(2)	ウ		モニタリングの実施時期及び概要・工事完成時	工事完成時に確認を受ける維持管理計画及び維持管理マニュアル等の資料は新施設に該当するものという理解でよろしいでしょうか。	工事完成時に確認を受けるマニュアル等の資料については、ご理解の通りです。なお、マニュアル等の資料は、既存施設及び新施設ともそれぞれの維持管理開始日の60日前までに作成し、市の承認を受けるようにしてください。該当部分について、要求水準書(案)P.13を修正します。
24	実施方針	19	第3	4	(2)	ク		モニタリングの実施時期及び概要・財務状況(事業期間)	財務状況のモニタリングに関し「市は、事業期間中において毎年度、事業者より公認会計士等による監査を経た財務の状況について…」と記載されておりますが、これは公認会計士と別途業務委託契約を締結し、財務状況を確認いただければよく、特別目的会社の機関設計を会計監査人設置会社とする必要まではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
25	実施方針	21	第4	3	(1)			新第1展示館の対象地に関して	「新第1展示館の対象地は、過去に汚染の原因となる施設等が立地していたことは確認されていない。」と記載されておりますが、貴市において何らかの調査を実施されているのであれば、当該調査結果を公表して頂きたいとご検討願います。	別添資料参照

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
26	実施方針	21	第4	3	(1)		新第1展示館の対象地に関して	「工事発生土に汚染土壌が発見されたときは、法令等に従い適切に処理すること。」と記載されていますが、設計・建設業務に係る汚染土壌が発見された結果、当該汚染土壌の処理に時間を要する場合には、工期の変更も含め協議に応じて頂けるかの理解で宜しいでしょうか。 また、事業契約にも協議する旨を規定して頂きたい、お願い致します。	「工事発生土を搬出する場合は、すべて汚染土壌とみなし、土壌汚染対策費用を入札価格に含めること。」としていることから、事業提案書の提出時には、汚染土壌処理期間を考慮した提案をお願いします。 提案にあたっては、埋立地管理区域になる可能性が高いと考えられ、その前提で提案をお願いします。調査費は、「公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における調査の特例」に基づき、必要な調査を計上してください。 また、特定有害物質は、土地の使用履歴から、水面埋立て用材料由来の土壌汚染で、金城ふ頭地区における形質変更時要届出区域(2か所)が指定されている特定有害物質を想定しています。 【参考】 金城ふ頭地区における形質変更時要届出区域(2か所区域指定) http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000077576.html ・港区金城ふ頭二丁目(指-80) ・港区金城ふ頭二丁目(指-82)	
27	実施方針	21	第4	3	(1)		新第1展示館の対象地に関して	「なお、提案にあたっては、工事発生土を搬出する場合、すべて汚染土壌とみなし、土壌汚染対策費用を入札価格に含めること。」と記載されていますが、設計・建設業務に係る事前調査により当初の想定を超える汚染土壌が発見された結果、当初積算した土壌汚染対策費用が増大することとなった場合には、「地中障害物やその他予見できない事項に関するもの」(別紙2「リスク負担表」27項)に該当し、貴市において増加費用をご負担頂ける、との理解で宜しいでしょうか。	土地の使用履歴から、水面埋立て用材料由来の土壌汚染で、金城ふ頭地区における形質変更時要届出区域(2か所)が指定されている特定有害物質を想定しています。 当初の想定を超える汚染物質が発見された結果、当初積算した土壌汚染対策費用が増大することとなった場合は、ご理解の通りです。 【参考】金城ふ頭地区における形質変更時要届出区域(2か所区域指定) http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000077576.html ・港区金城ふ頭二丁目(指-80) ・港区金城ふ頭二丁目(指-82)	
28	実施方針	20	第4	3	(1) (2)		新第1展示館の対象地に関して 現第1展示館の対象地に関して	現状で完了している調査内容(区画、試料採取範囲・深度、地下水汚染の確認等)をお教え願います。	新第1展示館については、No.25の回答を参照ください。 現第1展示館については、実施方針・別紙1の通りです。	
29	実施方針	20	第4	3	(1) (2)		新第1展示館の対象地に関して 現第1展示館の対象地に関して	土壌汚染対策法に基づいた区域指定は行う予定でしょうか。	現第1展示館の対象地については、土壌汚染対策法第4条に基づく「土地の形質の変更届」を提出した場合、環境局から調査命令を出す要件に該当します。	
30	実施方針	20	第4	3	(1) (2)		新第1展示館の対象地に関して 現第1展示館の対象地に関して	土壌汚染対策法に基づいた調査と区域指定に関わる工程と費用は本整備事業の対象外と考えて宜しいでしょうか。	「工事発生土を搬出する場合は、すべて汚染土壌とみなし、土壌汚染対策費用を入札価格に含めること。」としていることから、事業提案書の提出時には、本事業に含んだ提案をお願いします。 提案にあたっては、埋立地管理区域になる可能性が高いと考えられ、その前提で提案をお願いします。調査費は、「公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における調査の特例」に基づき、必要な調査を計上してください。 また、特定有害物質は、土地の使用履歴から、水面埋立て用材料由来の土壌汚染で、金城ふ頭地区における形質変更時要届出区域(2か所)が指定されている特定有害物質を想定しています。 【参考】 金城ふ頭地区における形質変更時要届出区域(2か所区域指定) http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000077576.html ・港区金城ふ頭二丁目(指-80) ・港区金城ふ頭二丁目(指-82)	
31	実施方針	21	第4	3	(1) (2)		新第1展示館の対象地に関して 現第1展示館の対象地に関して	土壌汚染対策は土壌を搬出する場合、全て汚染土壌とみなし、土壌対策費用は入札価格に含めるというご記載がありますが、土壌汚染の深度は実際に調査しないと不明であり、その金額を見積もることは困難であること、別紙1に記載以外の汚染が発見される場合もありますので、土壌汚染対策は、本事業の入札価格に含まず別事業にての実施のご検討をお願いいたします。	No.27及びNo.30の回答を参照ください。	

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
32	実施方針	21	第4	3	(1) (2)			新第1展示館の対象地に関して 現第1展示館の対象地に関して	「工事は発生土に汚染土壌が発見されたときは、法令等に従い適切に処理すること。なお、提案に当たっては、工事発生土を搬出する場合、すべて汚染土壌とみなし、土壌汚染対策費用を入札価格に含めること。」と記載されていますが、土壌汚染対策費用は汚染物質の種類、濃度(溶出量、含有量)により異なることから、見積条件は、「別紙1」の物質と濃度という理解でよろしいでしょうか。また、「別紙1」以外の物質や濃度超過が認められた場合の対策費用は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	No.27の回答を参照ください。
33	実施方針	21	第4	3	(1) (2)			新第1展示館の対象地に関して 現第1展示館の対象地に関して	新第1展示館の対象地については、「過去に汚染の原因となる施設等が立地していたことは確認されていない。」と記載されていますが、現第1展示館の対象地の使用履歴についてご教示下さい。	現第1展示館の対象地は、浚渫土による埋め立て後、現在の国際展示場以外に利用していません。
34	実施方針	21	第4	3	(1) (2)			新第1展示館の対象地に関して 現第1展示館の対象地に関して	新第1展示館、現第1展示館の対象地は、土壌汚染対策法および名古屋市条例に基づく土地の改変に係わる届出を行う必要があります。その結果、貴市から土壌汚染状況調査を命じられる場合、調査費用および工期の延伸は設計変更という理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通り、新第1展示館・現第1展示館の対象地は、法律及び条例に基づき、届出・報告する必要があります。新第1展示館の対象地については、履歴調査のみで、「汚染のおそれなし」として、調査命令を出す要件に該当しません。現第1展示館の対象地については、「汚染のおそれあり」として、調査命令を出す要件に該当します。調査費用及び工期については、「工事発生土を搬出する場合は、すべて汚染土壌とみなし、土壌汚染対策費用を入札価格に含めること。」とされていることから、事業提案書の提出時には、本事業に含んだ提案をお願いします。調査費用の増額及び工期延長については、No.27の回答を参照してください。
35	実施方針	21	第4	3	(1) (2)			新第1展示館の対象地に関して 現第1展示館の対象地に関して	新第1展示館の対象地および現第1展示館の対象地における汚染については、別紙1のに基づき、以下のように考えて宜しいでしょうか。 ・汚染土壌の対象物質と濃度 砒素 第二溶出量基準以下、含有量基準以下 ふっ素 第二溶出量基準以下、含有量基準以下 また、地下水に関しては超過物質はなしとして宜しいでしょうか。なお、今後実施する調査結果より、条件が異なる場合は協議願えませんでしょうか。	新第1展示館及び現第1展示館の対象地における特定有害物質については、No.27の回答を参照ください。 当初の想定を超える汚染物質が発見された結果、当初積算した土壌汚染対策費用が増大することとなった場合は、変更対象とします。 なお、別紙1に示す調査においては、地下水に関する調査を実施していません。
36	実施方針	21	第4	3	(2)			現第1展示館の対象地に関して	「現第1展示館の対象地は、浚渫土に由来すると考えられる有害物質が検出(別紙1)されている。」と記載され、別紙1「【参考】土壌の調査結果について」を公表して頂いておりますが、別紙1を拝見しても、貴市が実施した土壌調査の範囲が不明確であり、汚染土壌の範囲が土地全体なのか、それとも、土地の一部にすぎないのか等が判断できず、土壌汚染対策費用を適切に積算することができません。より詳細な情報を開示して頂きたいと思っております。	土壌汚染対策費用の積算の考え方については、No.27の回答を参照ください。 現第1展示館の対象地については、敷地土壌状況の把握を目的とした土壌調査であるため、現第1展示館の解体に当たっては、環境局等と協議のうえ、必要な調査を行い、適切な処置を実施する必要があると考えております。 なお、平成20年度の調査結果は別添資料を参照してください。 土壌汚染対策費用の積算についてはNo.27の回答を参照してください。
37	実施方針	21	第4	3	(2)			現第1展示館の対象地に関して	「なお、提案にあたっては、工事発生土を搬出する場合、すべて汚染土壌とみなし、土壌汚染対策費用を入札価格に含めること。」と記載されていますが、解体業務に係る事前調査により当初の想定を超える汚染土壌が発見された結果、当初積算した土壌汚染対策費用が増大することとなった場合には、「地中障害物やその他予見できない事項に関するもの」(別紙2「リスク分担保」36項)に該当し、貴市において増加費用をご負担頂ける、との理解で宜しいでしょうか。	No.27の回答を参照ください。
38	実施方針	24	第7	2	(1)			財政上及び金融上の支援に関する事項	「建設費の一部について、市債等により調達し、設計・建設期間に事業者を支払う予定」と記載されていますが、金額的どの程度(金額又は起債・民間資金の割合等)を予定されているのかご教示下さい。	入札説明書等にて示します。
39	実施方針	24	第7	2	(1)			建設段階における建設費の一部支払い	建設費の一部について市債等で調達されることになっておりますが、設計・建設期間に支払われる概算金額をご教示ください。	入札説明書等にて示します。
40	実施方針	25	第8	2	(2)			事業契約の締結等	平成31年3月定例会市会に上程し議決を経たうえで事業契約の締結とあります。議会不承認による事業の延期等に起因して費用や損害が発生した場合は原則貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	契約に関して議会の承認が得られない場合のリスク分担保は実施方針の資料2リスク分担保表におけるリスク項目7の通りです。協議により検討することとします。

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
41	実施方針	資料 2-1		1	6			環境保全	「事業者が実施する業務に起因する、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するもの」について、事業者の負担とされています。しかし、公共工事標準請負契約約款28条では、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等により第三者に損害を及ぼしたときは、原則として発注者が負担するものとされています。この規定の趣旨に従い、事業者が善管注意義務を尽くしても、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音等により第三者に損害が発生した場合には、貴市にてご負担頂きたいとお願い致します。	リスク分担表(項目3及び4)に記載の通り、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、事業者負担となります。公共工事標準請負契約約款第28条第2項のような例外はございません。
42	実施方針	資料 2-1		1	7			政治・行政	「契約に関して議会の承認が得られない場合」について、事業者もリスクを負担することとされていますが、議会の承認が得られるかどうかは、事業者においてコントロールすることができません。議会の承認が得られないことよって生じた事業者の損害については、貴市においてご負担頂きたいとご再考をお願い致します。	No.40の回答を参照ください。
43	実施方針	資料 2-1		1	14			金利変動	基準金利決定日以降(維持管理期間)の金利変動リスクは、市・事業者が分担することとなっています。これは、サービス購入料B・Cについて、管理11年度目に予定されている基準金利見直しに係るリスクの分担を想定していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
44	実施方針	資料 2-1		1	17			不可抗力リスク	不可抗力リスクについては他PFI事例同様、事業者の負担に上限を設ける予定と理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等にて示します。
45	実施方針	資料 2-1		1	17			不可抗力リスク	不可抗力のリスク分担について、事業者に△が記載されていますが、△の意味をご教示ください。	個別の事案によっては、協議の上、事業者の負担を求めることを想定しています。
46	実施方針	資料 2-2		3				解体・撤去リスク	PFI事業者が貴市の完工検査と完工確認を受けた上で現第一展示場敷地を引渡した後、レゴランドジャパンから貴市へ解体状況や土壌汚染の改良等については是正要求があった場合などのリスクが定義されていませんが、貴市にて対応し、PFI事業者のリスクとはならないとの理解でよろしいでしょうか。	是正要求の内容によるものと考えており、協議して決定するものと考えております。
47	実施方針	資料 2-2		3				解体・撤去リスク	土壌汚染調査等の結果、想定外の汚染により解体・撤去期間のスケジュールを延ばさざるを得ない状況となった場合は、「その他予見できない事項に関するもの」として、貴市のリスク分担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。解体・撤去期間のスケジュールについては、解体・撤去が平成35年9月までに完了するための方法について、本市と協議して頂くものと考えております。
48	実施方針	資料 2-2		3	27			用地	「地中障害物やその他予見できない事項に関するもの」を原則として貴市のご負担とし、「市から事前に明示されているもの」を例外的に事業者負担とされていますが、現在、貴市から明示されているものは、要求水準書(案)第2-1の「事業用地の概要」に記載の内容、「資料6 インフラ敷設状況」及び「資料16 地盤調査図」のみと理解して宜しいでしょうか。	現在、市から事前に明示されているものは、質問内容の他に、実施方針21ページ第4-3土地に関する事項を含みます。また、今後入札説明書等で示されるものも含みます。
49	実施方針	資料 2-2		3	39 40			工事遅延	予見できない地中障害物や土壌汚染により、解体・撤去が平成35年9月までに完了しない場合、貴市がリスクを負担し、PFI事業者側にペナルティがないとの理解でよろしいでしょうか。	No.47の回答を参照ください。
50	実施方針	資料 2-2		3	41			敷地損傷	敷地の引き渡し前に生じた敷地への損害に関するものうち、当該損害が不可抗力による場合には、No.17の不可抗力リスクに記載の分担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。合わせて、No.45の回答を参照ください。
51	実施方針	資料 2-2		4	45			施設瑕疵	45に事業期間中に新施設の瑕疵が見つかった場合のリスク分担として事業者となっておりますが、竣工後の事業期間は約20年間となっているため、瑕疵担保期間が約20年と読み取れます。これは、名古屋市工事請負契約約款に規定されている通常2年、故意または重大な過失による10年の瑕疵担保期間を大きく超えており、民間事業者には多大なリスクと考えられるため、同様の瑕疵担保期間として頂けますようお願いいたします。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
52	実施方針	資料 2-2		4	45			施設瑕疵	「事業期間中に新施設の瑕疵が見つかった場合」を事業者の負担としています。ここにいう「瑕疵」とは、新施設の建設業務に関する瑕疵を想定しているのでしょうか、ご教示下さい。 また、事業契約書(案)においては、建設業務上の瑕疵の問題と維持管理業務における瑕疵の問題を、明確に区別して規定して頂きたくお願い致します。	前段の質問について、ご理解の通り、新施設の建設業務に関する瑕疵を想定しています。 後段の質問について、御意見として承ります。
53	実施方針	資料 2-3		5	61			性能確保	事業期間終了後における公共施設の性能確保に関することについて事業者のリスクとなっております。既存施設については既存の管理状態に大きく左右されるため、事業者で性能保証を行うことは難しいと考えます。	既存施設の管理レベルは現状と同等以上とします。既存施設の部材や設備等について、維持管理業務開始前に状態確認を行うこととします。 なお、当該リスクについて、正しくは「事業期間終了時における公共施設の性能確保」となりますので、実施方針資料2-3の該当部分を修正します。
54	実施方針	資料 2-3		5	61			性能確保	事業期間終了後における公共施設の性能確保に関することについて事業者のリスクとなっております。定期清掃の不備による床材の損傷等に起因して施設性能が確保できなくなる場合が考えられますが、あくまで事業者が実施する業務の範囲内でのリスクと理解してよろしいでしょうか。	要因が双方にあると判断される場合のリスク分担については、その都度協議により検討することとします。 なお、当該リスクについて、正しくは「事業期間終了時における公共施設の性能確保」となりますので、実施方針資料2-3の該当部分を修正します。
55	実施方針	資料 2-3		5	61			性能確保	事業期間終了後における公共施設の性能確保に関するリスクを事業者が負担することになっていますが、事業期間終了後のリスク負担は貴市が負担すべきものと考えますので、修正していただけないでしょうか。	当該リスクについて、正しくは「事業期間終了時における公共施設の性能確保」となりますので、実施方針資料2-3の該当部分を修正します。 なお、事業終了時における新施設のあり方については、要求水準書(案)P.17に規定する通りです。
56	実施方針	資料 3-1		2	(1)			サービス購入料A	サービス購入料Aと購入料Bの比率をご教示いただけませんか。	入札説明書等にて示します。
57	実施方針	資料 3-2		2	(1)	ア		サービス購入料A ・構成される費用の内容 (土壌汚染に係る費用 (調査費を含む))	名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業に関する要求水準書(案)P43 4(ウ)ア建設工事において「本事業の対象地が、形質変更届出区域等に指定されることにより措置が必要になった場合は、市は事業者の行うそれらの土壌汚染対策費用を負担するものとする。」とあります。 これより、見積もりには、形質変更届出区域等に指定されることにより要求される措置(「土壌汚染対策法に基づく調査および措置に関するガイドラインのAppendix-12、Appendix-13など」)を考慮しないでよいと考えて宜しいでしょうか。	見積りにあたっては、「公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における調査の特例」に基づき、必要な調査を計上してください。 特定有害物質の想定については、No.27の回答を参照ください。
58	実施方針	資料 3-2		2	(1)	ア		サービス購入料A ・構成される費用の内容 (土壌汚染に係る費用 (調査費を含む))	調査は、地歴調査、表層調査、表層絞込み調査、深度方向調査とありますが、地歴調査を実施しないと表層調査以降の計画は立案できません。そこで、見積条件の統一のため、新第1展示館の対象地における調査の仕様についてご指示をいただけませんか。	No.57の回答を参照ください。
59	実施方針	資料 3-2		2	(2)	ア		サービス購入料B ・算定方法等	基準金利について「TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月LIBOR ベース10年物(円-円)金利スワップレート」を採用とありますが、LIBORが2021年に廃止されるとの見通しもあり、仮に廃止の場合は、貴市と事業者で協議のうえ別の指標を用いるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
60	実施方針	資料 3-3		2	(2)	イ		サービス購入料Bの支払方法	4行目「市に請求書をサービス購入料Cの請求書とともに提出」と記載されていますが、「サービス購入料C、D」ではないでしょうか。	ご指摘の通り、実施方針を修正します。サービス購入料B、C、Dについて、それぞれ支払請求を行う場合は、四半期毎の同時期に請求書を提出するものとします。
61	実施方針	資料 3-3		2	(2)	アイ		サービス購入料B ・算定方法等 ・サービス購入料Bの支払方法	「(ア)・・・割賦元金を77回で元利均等計算した」とありますが、サービス購入料Bの支払回数は75回ですので、75回で元利均等計算すればよろしいでしょうか。	ご指摘の通り、サービス購入料Bの支払回数は75回となりますので、それを正として元利均等計算を行います。該当箇所について、実施方針を修正します。

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
62	実施方針	資料 3-3		2	(2)	ア		サービス購入料B ・算定方法等 ・サービス購入料Bの支払方法	サービス購入料Bの支払い回数について、ア 算定方法等のその他(ア)では77回と記載されておりますが、イ サービス購入料Bの支払い方法では75回と記載されています。75回が正しい回数と考えてよろしいでしょうか。	No.61の回答を参照ください。
63	実施方針	資料 3-3		2	(2)	イ		サービス購入料Bの支払方法	事業スケジュール(予定)(P.4)どおり平成34年6月(34年度第1四半期)に施設整備が完了した場合、サービス購入料Bは10月1日以降(第2四半期分)から計75回お支払いいただけますので、早期に施設整備を完了した場合は、新施設の引渡し日が属する四半期の翌四半期分から計75回に分割してお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解の通りですが、資料3-9の通り、工期短縮提案に係る具体的な支払措置については入札説明書等にて示します。
64	実施方針	資料 3-3		2	(3)			サービス購入料C	土壌汚染の範囲及び深度が不明な状況では、事業者としてサービス購入料Cの算定が困難です。 そこで、貴市が土壌汚染の範囲及び深度を定め、事業者は当該範囲・深度に基づいてサービス購入料Cを算定するものとし、追加の土壌汚染調査等によりその範囲を超える部分について土壌汚染が発見された場合には、別途貴市が処理費用を負担する形にさせていただけないでしょうか。	No.57の回答を参照ください。
65	実施方針	資料 3-3		2	(3)	ア		サービス購入料C ・構成される費用の内容 (土壌汚染に係る費用 (調査費を含む))	名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業に関する要求水準書(案)P43 4(ウ)A建設工事において「本事業の対象地が、形質変更要届出区域等に指定されることにより措置が必要になった場合は、市は事業者の行うそれらの土壌汚染対策費用を負担するものとする。」とあります。 これより、現第1展示館整備事業の見積もりにおいても形質変更要届出区域等に指定されることによって要求される措置(「土壌汚染対策法に基づく調査および措置に関するガイドラインのAppendix-12、Appendix-13など」)を考慮しないでよいと考えて宜しいでしょうか。	No.57の回答を参照ください。
66	実施方針	資料 3-3		2	(3)	ア		サービス購入料C ・構成される費用の内容 (土壌汚染に係る費用 (調査費を含む))	調査は、地歴調査、表層調査、表層絞込み調査、深度方向調査とありますが、地歴調査を実施しないと表層調査以降の計画は立案できません。 そこで、見積条件の統一のため、現第1展示館の対象地における調査の仕様についてご指示をいただけないでしょうか。	No.57の回答を参照ください。
67	実施方針	資料 3-3		2	(3)	ア		サービス購入料C ・構成される費用の内容 (土壌汚染に係る費用 (調査費を含む))	法の改正等の影響により工期、工費に影響がある場合は設計変更の対象になると考えて宜しいでしょうか。	本事業に直接の影響を及ぼすものと判断される場合においては、ご理解の通りです。
68	実施方針	資料 3-4		2	(3)	イ		サービス購入料Cの支払方法	4行目「市に請求書をサービス購入料Cの請求書とともに提出」と記載されておりますが、「サービス購入料B、D)ではないでしょうか。	ご指摘の通り、実施方針を修正します。合わせて、No.60の回答を参照ください。
69	実施方針	資料 3-4		2	(3)	イ		サービス購入料Cの支払方法	事業スケジュール(予定)(P.4)どおり平成35年9月(35年度第2四半期)に現第1展示館の解体・撤去が完了した場合、サービス購入料Cは1月1日以降(第3四半期分)から計70回お支払いいただけますので、早期に解体・撤去を完了した場合は、その完了日が属する四半期の翌四半期分から計70回に分割してお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.63の回答を参照ください。
70	実施方針	資料 3-4		2	(3)	イ		サービス購入料Cの支払方法	「(ア)…割賦元金を77回で元利均等計算した」とありますが、サービス購入料Cの支払回数は70回ですので、70回で元利均等計算すればよろしいでしょうか。	ご指摘の通り、サービス購入料Cの支払回数は70回となりますので、それを正として元利均等計算を行います。該当箇所について、実施方針を修正します。
71	実施方針	資料 3-4		2	(3)	イ		サービス購入料Cの支払方法	サービス購入料Cの支払い回数について、ア 算定方法等のその他(ア)では77回と記載されておりますが、イ サービス購入料Cの支払い方法では70回と記載されています。70回が正しい回数と考えてよろしいでしょうか。	No.70の回答を参照ください。

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
72	実施方針	資料3-5		2	(4)	ア		サービス購入料D	サービス購入料Dの内訳には、既存備品等移設業務費と既存備品等の移設業務に係る費用の2つ含まれていますが、具体的な違いをご教示いただけますでしょうか。	両者の具体的な違いはありませんので、区分上の「維持管理業務に係る費用」に含まれる「既存備品等移設業務費(平成34年度第2四半期のみ)」は削除とし、実施方針を修正します。
73	実施方針	資料3-5		2	(4)	ア		構成される費用の内容	維持管理業務に係る費用のうち、「既存備品等移設業務費」は※印が記載されておりましたが、平成34年度第2四半期に一括して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。合わせて、No.72の回答を参照ください。
74	実施方針	資料3-6		2	(4)	ウ		サービス購入料Dの支払方法	事業スケジュール(予定)(P.4)どおり、平成34年6月に施設整備が完了した場合は、新施設開館準備期間を含む四半期分から新施設の維持管理業務分の対価をお支払いいただけるものと思料します。早期に施設整備を終えた場合にも、新施設の開館準備期間を含む四半期分からお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	No.63の回答を参照ください。
75	実施方針	資料3-7		4	(2)			サービス購入料B ・金利変動による改定	第40回目以降の支払いについて、基準金利の見直し日は平成43年4月1日とされていますが、平成44年4月1日が正しい日付ではないでしょうか。	ご指摘の通り、実施方針を「平成44年4月1日」に訂正いたします。
76	実施方針	資料3-8		4	(3)			サービス購入料C ・金利変動による改定	第35回目以降の支払いについて、基準金利の見直し日は平成43年4月1日とされていますが、平成44年4月1日が正しい日付ではないでしょうか。	ご指摘の通り、実施方針を「平成44年4月1日」に訂正いたします。
77	実施方針	資料3-9		5				サービス購入料の減額等	設計・建設業務および解体・撤去業務については、新施設引渡または業務完了後のサービス購入料の減額や支払いの留保は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
78	実施方針	別紙1						【参考】土壌の調査結果について	「現第1展示館の対象地は、浚渫土に由来すると考えられる有害物質が検出(別紙1)されている。」と記載され、別紙1「【参考】土壌の調査結果について」を公表して頂いておりますが、別紙1を拝見しても、貴市が実施した土壌調査の範囲が不明確であり、汚染土壌の範囲が土地全体なのか、それとも、土地の一部にすぎないのか等が判断できず、土壌汚染対策費用を適切に積算することができません。より詳細な情報を開示して頂きたいとお願い致します。	No.36の回答を参照ください。
79	実施方針	別紙1						【参考】土壌の調査結果について	土壌汚染の結果について、土壌溶出量調査で砒素とふっ素が検出されておりますが、地下水の汚染まではないという認識でよろしいでしょうか。	地下水に関する調査を実施しておりません。
80	要求水準書(案)	3	第1	3	(3)			図表3-1 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	環境衛生管理の項目にPFI事業者の主たる担当者、運営事業者が従たる担当者となっております。PFI事業者が担当する環境衛生管理業務には清掃管理及びごみ集積所の衛生管理が含まれますが、運営事業者はPFI事業者の管理及び指導に当然協力すると言う認識で宜しいでしょうか。	本事業における環境衛生管理業務は、要求水準書(案)第5. 2. (7)に記載の通りです。なお、運営事業者も一部環境衛生管理業務を行うため、従たる担当者としています。また、必要に応じて運営事業者及びPFI事業者の双方が、それぞれの管理及び指導に協力することとします。
81	要求水準書(案)	3	第1	3	(3)			図表3-1 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	什器備品保守管理に関して、事業者が従たる担当者となっておりますが、具体的にはどのようなケースを想定されているのかご教示いただけないでしょうか。	要求水準書(案)第5. 2. (4)に記載の通りです。
82	要求水準書(案)	4	第1	3	(4)			事業期間(予定)	解体・撤去業務に係る事前調査が実施可能な時期をお示し下さい。	No.12の回答を参照ください。
83	要求水準書(案)	12	第2	4	(2)			設計・建設業務	前回記載のありました「ウ 工事監理に係る書類の提出 (ア)工事監理計画書(着手前業務)、(イ)建設期間中業務に係る必要書類」が削除されていますので、ご確認下さい。	誤って削除したため、元の内容に修正します。
84	要求水準書(案)	13	第2	4	(4)	ア	(7)	維持管理業務計画書	維持管理業務計画書・維持管理マニュアルの提出を業務開始日の60日前までに提出とあります。既存施設については業務計画書等を作成するにあたり、業務開始前に施設内に入り、調査等を実施する必要があります。その際に既存管理者に対しての協力要請は貴市よりしていただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
85	要求水準書(案)	13	第2	4	(4)	イ	(7)	維持管理業務年間業務報告書	年間業務報告書について事業年度終了後10開庁日以内に提出とあります。年間の報告内容を取りまとめる期間として20開庁日程度に伸ばしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
86	要求水準書(案)	16	第2	6	(2)	イ		責任者の配置	イ責任者の配置の欄外に「設計、建設、工事監理、解体・撤去及び維持管理の各業務の責任者については、各業務開始60日前までに市に届け出るとともに、・・・との記載がありますが、設計業務は事業契約の締結直後から開始するために事業契約の締結と同時に届け出ることによるでしょうか。	ご理解の通りです。該当箇所を修正します。

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
87	要求水準書 (案)	17	第2	9	(2)			光熱水費及び通信費等の負担	維持管理業務に要する通信費の負担とあります。これはあくまで事業者が使用する通信費に限るもので、施設利用者や運営者が使用する通信費については事業者の負担とはならないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
88	要求水準書 (案)	18	第2	10	(1)			事業者が加入すべき保険	事業者が加入すべき保険の保険料について算定する必要があるため、資料13(事業者が加入すべき保険)について、入札公告より前の段階で開示していただけないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
89	要求水準書 (案)	18	第2	10	(1)			事業者が加入すべき保険	事業者に加入すべき保険を定めておりますが、協力企業をして、必要となる保険に加入することでもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
90	要求水準書 (案)	19	第2	12				事業期間終了時の要求水準	事業終了後の長期修繕計画を提出すると記載されておりますが、あくまでも参考として提出するだけであり、長期修繕計画に記載された内容について、事業者が義務的に履行しなければならないことはないかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、施設の状態を踏まえたうえで、適切な計画を策定してください。
91	要求水準書 (案)	20	第3	1	(3)			業務期間	平成34年6月よりも早期に設計・建設期間を終了する提案をしたにもかかわらず、事業者の帰責事由により新施設の引渡し日が提案よりも遅延した場合において、平成34年6月までに引渡しが完了した際に遅延によるペナルティはどのように取り扱われるのかご教授いただけませんかでしょうか。	入札公告時にお示しします。
92	要求水準書 (案)	21	第3	2	(1)	ア	(7)	図表4 国際展示場新第1展示館敷地及び周辺の整備予定施設	現第一展示館の解体対象地内に南京市贈呈の「六朝帝王陵の麒麟像」の原寸模型があるとお見受けしますが、解体時の取扱いにつきご教授ください。	該当の像については、今年度中に解体対象地外へ移設いたします。
93	要求水準書 (案)	21	第3	2	(1)	ア	(7)	図表4 国際展示場新第1展示館敷地及び周辺の整備予定施設	新第1展示館と既存展示施設との歩行者動線や一体的な管理運営への配慮のため、現時点におけるホテル・コンベンション(会議)に係る計画の現況及び今後の予定について、ご教示下さい。	ホテルについては、レゴランドホテルが平成30年4月28日に開業し、民間ホテルは計画中です。 コンベンション施設については、本年度調査において、コンベンション施設の基本条件整理、歩行者動線の計画、施設整備の計画、概算工事費と工程の検討、事業手法の検討、主要予測調査等を行っております。 コンベンション施設については、新第1展示館の開業に併せて、整備を進めていく予定です。
94	要求水準書 (案)	21	第3	2	(1)	ア	(7)	図表4 国際展示場新第1展示館敷地及び周辺の整備予定施設	図表4には、現第1展示館の敷地部分につき「レゴランド拡張予定地」との記載がありますが、当該敷地所有者、解体・撤去後の敷地利用予定者及び拡張工事関係者等との間の調整、連携等は、貴市において行うものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解の通りですが、PFI事業者には協力を頂くものと考えております。
95	要求水準書 (案)	21	第3	2	(1)	ア	(7)	図表4 国際展示場新第1展示館敷地及び周辺の整備予定施設	図表4には、現第1展示館の敷地部分につき「レゴランド拡張予定地」との記載がありますが、同敷地部分の利用計画が、本事業の工期等に影響を及ぼすことがないよう、貴市のほうでご配慮頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	No.94の回答を参照ください。
96	要求水準書 (案)	23	第3	2	(2)	ウ		動線計画	駅と接続するデッキの設計条件は、資料8(動線計画図)によれば入札公告時に開示予定とされていますが、設計条件が事業費に大きく関わるため、入札公告より前の段階で開示していただけないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
97	要求水準書 (案)	26	第3	2	(2)	コ		維持管理計画	MICE開催ニーズの変化や将来の情報通信技術等への変更対応が容易な計画とは、具体的にどのようなことを想定されているのかご教示いただけないでしょうか。	例えば、第5世代移動通信システムの導入を視野にいれた計画や電気室における将来に備えた余裕スペースの確保等が考えられますが、これらに限らず、応募者の具体的な提案を期待します。
98	要求水準書 (案)	28	第3	2	(3)			構造計画	貴市が公表されているハザードマップによれば、新第1展示館の建設予定地は液状化の危険性が高い地域と考えられます。液状化の可能性について早期に検討を実施したく、公表済みの地盤調査図以外の追加資料があれば開示していただけないでしょうか。	公表済みの地盤調査図以外、追加資料はありません。

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
99	要求水準書(案)	31~33	第3	2	(4)			電気設備計画	情報通信、構内電話交換、情報表示、機械警備、セキュリティカメラシステム、放送は、既存施設との連携可能なシステムとなっておりますが、既存施設と新第1展示館の間に、接続可能な配線が布設できると考えて良いでしょうか。	既存施設と新施設との間の配線等の布設については、今後設置予定の歩行者デッキを利用する、電柱を介して布設するなどが考えられます。事業者決定後、市と協議・連携して布設方法を決定していきます。
100	要求水準書(案)	30	第3	2	(4)	ア		電気設備計画 ・共通事項	「中央監視設備により一括管理」と記載されていますが、新第1展示館を含めた施設全体の一括管理のため、既存施設の電気設備機器(防災設備機器を含む)一覧をご提示下さい。	ご意見として承ります。
101	要求水準書(案)	30	第3	2	(2)	ア		電気設備計画 ・共通事項	重要な電気設備は、GL+5m以上として浸水対策を講ずることが求められていますが、本事業用地における津波発生時の想定水位についてご教示ください。	下記HP(港区の津波ハザードマップ)をご覧ください。 http://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000099310.html
102	要求水準書(案)	30	第3	2	(2)	ウ		電気設備計画 ・発電設備	停電時対応として保安用付加1日分の燃料タンクを設けることが求められていますが、備蓄燃料の購入費用は事業期間中を通じて、貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	燃料の補充も本事業に含むものとし、要求水準書(案)P.57カ(イ)を修正します。
103	要求水準書(案)	30	第3	2	(4)	ウ		電気設備計画 ・発電設備	非常用発電機の燃料について、連続して施設を稼働させる24時間分の燃料タンクを設ける事となりますが、非常用発電機の燃料費は市が負担するという認識で宜しいでしょうか。	No.102 の回答を参照ください。
104	要求水準書(案)	32	第3	2	(4)	ツ		電気設備計画 ・機械警備設備	既存のセキュリティカメラシステム、入退室管理システムと連携可能なシステムを導入することが求められていますが、既存のシステムの名称・仕様等について開示していただけますでしょうか。	別添資料参照
105	要求水準書(案)	32	第3	2	(4)	ツ		電気設備計画 ・機械警備設備	録画機能を備えた監視モニターを設置する場合、録画した映像を何時間保存する機能が必要になりますでしょうか。	ご提案をお願いします。なお、現在は、24時間×2週間分を保存しております。
106	要求水準書(案)	33	第3	2	(4)	ト		電気設備計画 ・放送設備	「第2展示館、第3展示館等の既存施設と接続を図り、必要に応じて、全館一斉放送が可能な放送設備とすること」との記載がありますが、既存施設の放送設備についての詳細をご教授ください。	別添資料参照
107	要求水準書(案)	33	第3	2	(4)	ト		電気設備計画 ・放送設備	「第2展示館、第3展示館等の既存施設と接続を図り、必要に応じて、全館一斉放送が可能な放送設備とすること」との記載がありますが、第2展示館、第3展示館以外の施設はどこになるのかご教授ください。	既存施設としてはほかに、イベント館、交流センター及び立体駐車場を含みます。
108	要求水準書(案)	33	第3	2	(4)	ト		電気設備計画 ・放送設備	全館一斉放送の範囲について、全館とは本施設全体(デッキを含む)を範囲という理解でよろしいでしょうか	ご理解の通りです。
109	要求水準書(案)	33	第3	2	(5)			空調設備計画	既存施設の空調設備機器一覧をご提示下さい。	入札説明書等にて示します。
110	要求水準書(案)	35	第3	2	(8)	ア	(7)	基本方針	20,000㎡以上の無柱空間を分割する移動間仕切りは、間仕切りの有効開口高さを20m以上とすると、パネルの大型化による構造的な負担が大きく故障の原因となりやすいと懸念します。当該開口部の有効高さは、コンサートや展示に支障がない高さ(14~15m程度)としてよろしいでしょうか。	移動間仕切りの高さは要求水準書(案)資料7を参考としていただき、当該開口部の有効高さをコンサートや展示会の運営に支障が無いように計画ください。

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
111	要求水準書 (案)	39	第3	3	(3)	イ		設計変更	設計変更の要件として、「大幅な変更により、事業者に追加的な費用(設計費用及び直接工事費の他、将来の維持管理費用等)が発生した時は、市が当該費用を負担するものとする。」と記載されています。しかし、貴市が設計変更を要求できる権利を有する以上、設計変更による増加費用が発生した場合には、原則として貴市が増加費用をご負担頂きたい、ご再考願います。	設計変更及びその内容は本市及び事業者の協議によります。
112	要求水準書 (案)	39	第3	3	(3)	イ		設計変更	設計変更の要件である「大幅な変更」とは、具体的にどのような設計変更を想定されているのか、ご教示下さい。	No.111の回答を参照ください。
113	要求水準書 (案)	41	第3	4	(3)	ア		建設業務及びその関連業務	新第1展示館の建設エリアは、現状駐車場として使用されているようですが、舗装等は全て撤去が完了し整地された状態で事業者へ引渡されると考えてよろしいでしょうか。	舗装等はPFI事業者にて、撤去して頂く予定です。舗装等の撤去費については、入札価格に含めてください。
114	要求水準書 (案)	41 48	第3 第4	4 2	(3) (3)	ア ア	(7) (7)	基本的な考え方 基本的な考え方	本事業あるいは工事等につき、近隣等から苦情、要望等がありましたらご教示ください。	現時点では特にありません。
115	要求水準書 (案)	43	第3	4	(3)	ウ	(7)	建設工事	土壌汚染の範囲及び深度が不明な状況では、事業者として土壌汚染対策費の算定が困難です。そこで、貴市が土壌汚染の範囲及び深度を定め、事業者は当該深度に基づいて土壌汚染対策を計画・提案するものとし、追加の土壌汚染調査等によりその範囲を超える部分について土壌汚染が発見された場合には、貴市負担としていただけないでしょうか。	No.57の回答を参照ください。
116	要求水準書 (案)	43	第3	4	(3)	ウ	(7)	建設工事	形質変更時要届出区域等に指定されることにより措置が必要になった場合とありますが、要措置区域に指定される可能性はあるのでしょうか。	埋立地管理区域になる可能性が高いと考えられます。
117	要求水準書 (案)	43	第3	4	(3)	ウ	(7)	建設工事	事業予定地の埋立ての時期は昭和37年～46年であり、昭和52年以前となっております。形質変更時要届出区域に指定される場合、埋立地管理区域に指定されると考えてよいでしょうか。	No.116の回答を参照してください。
118	要求水準書 (案)	43	第3	4	(3)	ウ	(7)	建設工事	名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業に関する要求水準書(案)P43 4(ウ)ア建設工事において「本事業の対象地が、形質変更要届出区域等に指定されることにより措置が必要になった場合は、市は事業者の行うそれらの土壌汚染対策費用を負担するものとする。」とあります。これより、見積もりには、形質変更要届出区域等に指定されることにより要求される措置(「土壌汚染対策法に基づく調査および措置に関するガイドラインのAppendix-12、Appendix-13など」)を考慮しないでよいと考えて宜しいでしょうか。	No.57の回答を参照ください。
119	要求水準書 (案)	43	第3	4	(3)	ウ	(7)	建設工事	「工事発生土を搬出する場合、すべて汚染土壌とみなし」と記載されています。一方、工事については、土壌の汚染状況により施工方法や工事期間は異なりますが、土壌汚染のない土地として入札価格の算定を行うという理解でよろしいでしょうか。	工事発生土を搬出する場合は、すべて汚染土壌とみなし、土壌汚染対策費用を入札価格に含めてください。提案にあたっては、埋立地管理区域になる可能性が高いと考えられ、その前提で提案をお願いします。施工方法・工事期間は、「公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における調査の特例」に基づき、算出してください。
120	要求水準書 (案)	43	第3	4	(3)	ウ	(7)	建設工事	「本事業の対象地が形質変更時要届出区域等に指定されることにより措置が必要になった場合、市は事業者の行うそれらの土壌汚染対策費用を負担するものとする。」と記載されていますが、区域の指定を受け、貴市からの措置や土地の形質変更の施工方法(例えば、杭の打設方法等)に係わる指導内容等により工期が延びる場合、当該工期延長は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	No.47の回答を参照ください。
121	要求水準書 (案)	43	第3	4	(3)	ウ	(4)	建設期間中業務 ・その他	工事中に第三者に及ぼした損害については、原則として事業者が責任を負うものとされており、実施方針案のリスク分担表もこの考え方と一致していると考えております。この考え方は、公共工事標準請負契約約款第28条に基づくものと考えてよろしいでしょうか。	実施方針案のリスク分担表(項目3及び4)に記載の通り、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、事業者負担となります。公共工事標準請負契約約款第28条第2項のような例外はございません。
122	要求水準書 (案)	45	第3	4	(3)	オ		什器備品設置業務	什器・備品財産管理台帳の更新については運営事業者が実施すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
123	要求水準書(案)	45	第3	4	(3)	才		什器備品設置業務	管理確認用のシールのメンテナンス(剥がれた際の貼付)については運営事業者が実施すると理解してよろしかったでしょうか。	ご理解の通りです。
124	要求水準書(案)	47	第4					解体・撤去業務に関する要求水準	既設解体・撤去建屋・部分につき、特別管理産業廃棄物の有無、ある場合には種別・数量をご提示ください。(アスベスト、PCB、フロンなど)	解体・撤去を行う現第1展示館はアスベスト等の特別管理産業廃棄物を使用しています。特別管理産業廃棄物の種別・数量は図面とともに入札公告時に提示する予定です。
125	要求水準書(案)	47	第4	2	(1)			業務の対象	現第1展示館の解体・撤去工事の対象範囲は、杭などの地中構造物を含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
126	要求水準書(案)	48	第4	2	(3)			業務の要求水準	現第1展示館解体・撤去後の引渡は、整地引渡と考えるとよろしいでしょうか。また、土壌汚染が発見され、当該土壌を掘削して処理した場合には、事業者が一定のレベルまで盛り土を行う必要がありますでしょうか。	現第1展示館の対象地については、埋立地管理区域になる可能性が高いため、土壌汚染の除去を想定しておりません。PFI事業者からは整地引渡を想定しております。
127	要求水準書(案)	48	第4	2	(3)			業務の要求水準	土壌汚染の範囲及び深度が不明な状況では、事業者として土壌汚染対策費の算定が困難です。そこで、貴市が土壌汚染の範囲及び深度の基準を定め、事業者は当該範囲・深度に基づいて土壌汚染対策を計画・提案するものとし、追加の土壌汚染調査等によりその範囲を超える部分について土壌汚染が発見された場合には、貴市負担としていただけないでしょうか。	No.57の回答を参照ください。
128	要求水準書(案)	48	第4	2	(3)			業務の要求水準	土地の瑕疵及び敷地の状況の入札説明書等の著しい不一致のほか、解体工事の際、現第1展示館の現況と入札説明書等の著しい不一致(アスベスト使用箇所やPCBの存在の判明等)があり、事業者に費用又は損害が生じた際は、貴市が負担していただけると考えるとよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
129	要求水準書(案)	48	第4	2	(3)			業務の要求水準	現第1展示館の施設内にアスベスト使用箇所は存在しますでしょうか。また、PCBIは存在しますでしょうか。	No.124の回答を参照ください。
130	要求水準書(案)	48	第4	2	(3)			業務の要求水準	現第1展示館のエリア内については、地中障害物を全て撤去することが必要となりますでしょうか。また、敷地の利用計画、支障のないものは残置することも可能でしょうか。	現第1展示館の対象地は、地中障害物を全て撤去する計画です。
131	要求水準書(案)	48	第4	2	(3)	ア	(7)	解体・撤去業務及びその関連業務	「現第1展示館の解体・撤去工事に当たって、必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者の責とする。」と記載されていますが、かかる事象は、「事業者の事由による工事の遅延に関するもの」(実施方針別紙2「リスク分担表」40項)に該当しないと思料します。関係諸官庁との協議が難航した場合など、解体工事の遅延の事態が生じ、又はそのおそれがある場合には、貴市と協議の上、対応を決定させて頂きたく、お願い致します。	御意見を踏まえ、要求水準書(案)の該当部分を削除・修正いたします。遅延に関するリスク負担の詳細については、入札公告時に公表する事業契約書(案)に示します。
132	要求水準書(案)	49	第4	2	(3)	ウ		解体・撤去期間中業務	土壌汚染が発見された場合、汚染範囲や深度等を勘案して、封じ込め措置を採用することも可と考えるとよろしいでしょうか。	埋立地管理区域になる可能性が高いため、封じ込め措置をする必要はないと考えております。
133	要求水準書(案)	50	第4	2	(3)	ウ	(7)	解体・撤去期間中業務・解体・撤去工事	「工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意する…」との記載がありますが、「水枯れ等の被害」とは具体的にどのような状況を指すのでしょうか。また、現第一展示館の隣接地や周辺において貴市にて把握されている水枯れが懸念される施設等があればご教授ください。	金城ふ頭地区は地下水利用はありませんので、ご意見を踏まえ、要求水準書(案)の該当部分を削除・修正します。
134	要求水準書(案)	50	第4	2	(3)	ウ	(7)	解体・撤去期間中業務・解体・撤去工事	要求水準書(案)50頁では「隣接する建物や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。」とされております。無過失責任は事業者にとって過度の負担となりますので、事業者は善管注意義務の範囲で補修及び補修を行うものと理解して宜しいでしょうか。	隣接する建物、道路、公共施設等に損傷を与えないよう、工事の手法等を工夫していただく必要がありますので、かかる損傷を与えた場合における補修及び補償は、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、事業者負担となります。

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
135	要求水準書 (案)	50	第4	2	(3)	ウ	(7)	解体・撤去期間中業務 ・解体・撤去工事	要求水準書(案)50頁では「工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、事業者の責めにおいて対応すること。」とされております。 無過失責任は事業者にとって過度の負担となりますので、事業者は善管注意義務の範囲で上記対応を行うものと理解して宜しいでしょうか。	当該業務を削除とします。No.133の回答を参照ください。
136	要求水準書 (案)	50	第4	2	(3)	ウ	(1)	解体・撤去期間中業務 ・その他	工事中に第三者に及ぼした損害については、原則として事業者が責任を負うものとされており、実施方針案のリスク分担表もこの考え方と一致していると考えております。 この考え方は、公共工事標準請負契約約款第28条に基づくものと考えてよろしいでしょうか。	実施方針案のリスク分担表(項目3及び4)に記載の通り、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、事業者負担となります。公共工事標準請負契約約款第28条第2項のような例外はございません。
137	要求水準書 (案)	50	第4	2	(3)	ウ	(1)	解体・撤去期間中業務 ・その他	「(イ)その他 工事中に第三者に及ぼした損害については、原則として事業者が責任を負うものとする。」とありますが、「(ア)解体・撤去工事」以外の責任事由として想定されているものをご教示下さい。 また、責任分担及び責任内容についての詳細をご教示下さい。	本規定は、解体・撤去工事以外の責任事由を示しているものではありません。解体・撤去工事中に第三者に及ぼした損害を指したものです。責任分担については、入札説明書等の公表時に事業契約書案として示します。
138	要求水準書 (案)	50	第4	2	(3)	エ	(1)	完工後業務 ・実施方法	「b市の完工確認等」で貴市による完工確認を行うとありますが、実際に敷地を利用するレゴランドジャパンによる解体状況の是正要求リスクを避けるため、貴市への引渡し前にレゴランドジャパンによる完工確認は予定されていないでしょうか。	完工確認は市が実施します。必要に応じて、レゴランド・ジャパンが立ち会う場合が考えられます。
139	要求水準書 (案)	53	第5	1	(5)			業務期間	「19年3か月間の維持管理業務を実施する。」との記載がありますが、実施方針4Pに記載の「18年9ヶ月間」の維持管理期間が正しいでしょうか。	ご指摘の通りです。該当箇所を修正します。
140	要求水準書 (案)	53	第5	1	(5)			業務期間	19年3か月間の維持管理業務を実施すると記載がありますが、実施方針P.4に記載の「18年9ヶ月間」の維持管理期間のどちらが正しいのでしょうか。	No.139を参照ください。
141	要求水準書 (案)	53	第5	1	(6)			実施体制	本事業期間の設定から、既存施設と新築施設の稼働時期に応じて維持管理実施体制は当然に異なります。これにより、今後入札提案における、体制面でのサービス提供内容の違いについては許容されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。業務範囲にあわせて体制構築いただくことを想定しています。
142	要求水準書 (案)	53	第5	2				業務の要求水準	既存施設の維持管理業務の開始前に状態確認を行うことになっていますが、目視レベルの確認で良いのか、詳細な検査が必要となるのか、貴市としてどのレベルの業務を求められているかご教示ください。	維持管理業務を開始する時点の性能を維持できるように、必要に応じた状態確認を行ってください。具体的な確認内容は協議によって定めます。
143	要求水準書 (案)	57	第5	2	(4)			備品等保守管理業務	「本施設に設置される什器備品のうち、維持管理業務を実施するうえで必須となる備品等の保守管理を行う」とありますが、対象の什器備品は、「資料10 什器・備品リスト」に示された什器備品との理解でよろしいでしょうか。	対象となる什器備品については、維持管理業務を実施するうえで必須となる備品等を事業者で判断してください。
144	要求水準書 (案)	57	第5	2	(4)			備品等保守管理業務	備品保守管理業務の範囲には、「資料10 什器・備品リスト」に記載の物は含まれず、運営者にて管理・更新されると考えてよろしいでしょうか。	No.143の回答を参照ください。
145	要求水準書 (案)	57	第5	2	(4)			備品等保守管理業務	本業務の対象はあくまで事業者が設置する備品という理解でよろしかったでしょうか。	No.143の回答を参照ください。
146	要求水準書 (案)	57	第5	2	(4)	ア		備品等保守管理業務	備品保守管理業務の業務範囲を明確にする目的で質問します。 什器備品の保守管理は、「維持管理上に必要な備品等を管理」とありますが、いわゆる工具などの資機材を指しているとの理解で良いでしょうか。 また、ここで述べる「維持管理」には、清掃・警備など本事業の事業者業務範囲外の業務は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
147	要求水準書 (案)	57	第5	2	(4)	ア	備品等保守管理業務	「維持管理上に必要な備品」が保守管理業務を行うための資機材等を指している場合、事業者による持ち込み備品(工具類・PC・プリンターなど)も多く存在すると想定され、市の所有物に当たらないものも多いと予想されます。原則、維持管理上に必要な備品は、事業者所有に基づく持ち込みと考えてよろしいでしょうか。 什器備品の管理にあたって、什器備品台帳の作成を求められていることなど、「維持管理上に必要な備品＝市所有物」を前提としているように見受けられますが、当該業務の範囲が大変わかりにくくなっているため、資料10「什器・備品リスト」のような形式で例示するなどの工夫や「業務対象備品を事業者で設定できる」といった措置を御検討ください。	維持管理上に必要な備品で、市の所有物にあたらないものは事業者所有に基づく持ち込みと考えて結構です。	
148	要求水準書 (案)	57	第5	2	(4)	イ	消耗品の保守管理	消耗品の適宜購入ですが、本業務は新施設のみ対象という理解でよろしいでしょうか。	施設の維持管理に必要な消耗品としては、既存施設も対象とします。	
149	要求水準書 (案)	57	第5	2	(4)	イ	消耗品の保守管理	消耗品の適宜購入ですが、既存施設の消耗品について事業者で予測するのは難しいと思われます。既存施設については対象外とするか、これまでの消耗品購入実績等判断できる材料をご提供ください。	施設の維持管理に必要な消耗品としては、既存施設も対象とします。消耗品購入実績等については入札説明書等にて示します。	
150	要求水準書 (案)	57	第5	2	(4)	イ	消耗品の保守管理	消耗品の適宜購入ですが、既存施設についても対象となる場合ですが、対象はあくまで設備消耗品で衛生消耗品等は対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
151	要求水準書 (案)	57	第5	2	(4)	イ	消耗品の保守管理	「施設の維持管理に必要な消耗品を適宜、事業者が購入し」とありますが、当該消耗品には、トイレトーパーなど施設利用者が使用する衛生消耗品も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.150の回答を参照ください。	
152	要求水準書 (案)	57	第5	2	(5)		外構施設保守管理業務	外構の清掃作業は運営事業者の業務範囲という理解でよろしいでしょうか	ご理解の通りです。	
153	要求水準書 (案)	57	第5	2	(6)		修繕業務	前回の質問回答No.91および163で、既存施設の修繕業務は年間上限額(3,000万円)での提案を求めるとご回答いただきましたが、これは既存施設の維持管理期間中平準化(1回のお支払いあたり750万円)してお支払いいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。同様に新施設についても、提案した金額を新施設の維持管理期間中に平準化してお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	維持管理期間中平準化(1回のお支払いあたり750万円)して支払う予定です。また新施設についても同様の理解で結構です。	
154	要求水準書 (案)	58	第5	2	(6)	イ	既存施設における修繕の実施	「なお、既存施設を対象とする修繕金額について、1件当たりの上限額は300万円、年間上限額は3,000万円を想定している」とありますが、これら金額は消費税等を除いた金額との理解でよろしいでしょうか。	消費税等を含む金額です。	
155	要求水準書 (案)	58	第5	2	(6)	イ	既存施設における修繕の実施	「なお、既存施設を対象とする修繕金額について、1件当たりの上限額は300万円、年間上限額は3,000万円を想定している」とありますが、入札時には当該年額3,000万円を入札価格に織り込むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、提案方法の詳細は入札説明書等にて示します。	
156	要求水準書 (案)	58	第5	2	(6)	イ	既存施設における修繕の実施	「なお、既存施設を対象とする修繕金額について、1件当たりの上限額は300万円、年間上限額は3,000万円を想定している」とありますが、実際の修繕金額が上限額を下回った場合は、年度末に減額精算するとの理解でよろしいでしょうか。	No.153の回答を参照ください。	
157	要求水準書 (案)	58	第5	2	(6)	イ	既存施設における修繕の実施	1件当たりの上限額は300万円、年間上限額は3,000万円を想定とありますが、これら金額は消費税等を除いた金額という認識で宜しいでしょうか。	No.154の回答を参照ください。	

No	資料名	箇所						項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項	目	号			
158	要求水準書(案)	59	第5	2	(8)			植栽は、事業者が適切に管理を行なったとしても不確定要素が多く、病気や天候等様々な理由により枯れや損傷が生じる可能性があります。枯れや損傷が発生した場合の植栽の植え替え費用を事業者負担とすると、事業者がリスクを多く見積ることになり、事業性に影響が出る可能性がありますので、植栽の植え替え費用は、貴市負担としていただけないでしょうか。	当該物件を引き渡し後、1年間は植栽の補償期間とします。補償期間が経過した後、適正に管理を行ったうえでの植栽に枯れや損傷が生じた場合は事業者の責任は無いものとします。	
159	要求水準書(案)	59	第5	2	(9)			「本施設の全てが本要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態で市等へ引き継げるようになること。」と記載されていますが、これは新施設に関する記述との理解でよろしいでしょうか。また、既存施設については、修繕対価は上限金額での対応との理解でよろしいでしょうか。	前者については、既存施設を含む本施設のすべてを対象とします。後者については、ご理解の通りです。	
160	要求水準書(案)	59	第5	2	(9)			点検項目や点検内容は事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	国土交通省の建築保全業務共通仕様書を基本として提案してください。その内容について市と事業者との協議により定めるものとします。	
161	要求水準書(案)	61	第6	2	(2)	ア	(1)	「市の事前承認を得た予算を適正に執行し」とありますが、予算の事前承認を得るとは、市に毎事業年度提出する事業収支計画について市の事前承認を得るとの理解でよろしいでしょうか。又その場合は、毎年何月頃に次年度の予算申請を行うのでしょうか。	ご理解の通りです。毎年の申請時期については、事業期間中に協議によって定めるものとします。	
162	要求水準書(案)	61	第6	2	(2)	ア	(1)	市の事前承認を得た予算とは修繕業務の内容を確認するという意味でしょうか。落札したサービス対価が事業者の予算となるため、業務開始時には予算についてご承認いただいていると認識しています。また、各業務に係る費用の変動については事業者リスクとなっていますが、予算承認について貴市の想定内容をご教示ください。	No.161の回答を参照ください。	
163	要求水準書(案)	別紙1	1					解体・撤去期間及び維持管理期間とは異なり、設計・建設期間は運営事業者との連携・調整の記載がありませんが、施工時における工程、安全等の連絡、調整のみを行えばよいとの理解でよろしいでしょうか。	設計・建設期間においても、必要に応じて運営事業者と連携・調整をして頂く必要があります。なお、運営事業者は、平成32年度に選定される予定です。該当部分を修正します。	
164	要求水準書(案)	別紙1						総括責任者は、設計・建設期間、解体・撤去期間および維持管理期間とも本事業に専念(常駐)するか否かは提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。総括責任者については、現場に常駐の必要はありませんが、常時、緊急時とも連絡体制は整えてください。	
165	要求水準書(案)	別紙1						「設計・建設期間」においても、事前調査等解体・撤去に関する業務が発生すると思われませんが、建設業務責任者と解体・撤去業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	兼務することは、可能です。体制図及び要求水準書(案)を修正します。	
166	要求水準書(案) 添付資料10							備品数量について提案を求められていますが、指定管理者が施設運営を行う上で不足していると感じられた場合などについては、指定管理者にて追加購入をされると考えてよろしいでしょうか。前回回答において、取扱内容を入札説明書等にて示すとありますが、数量調整の方針について現状以上の内容を記載頂きますようお願い致します。	前段につきましては、本事業にて必要数を確保することを前提として、備品数量を提案ください。後段につきましては、ご意見として承ります。	
167	要求水準書(案) 添付資料12							名古屋市国際展示場の現実施体制について、要求水準の参考資料として記載がございますが、昼間時間及び夜間時間のそれぞれにおいて、記載の勤務時間内には休憩・仮眠時間が含まれると考えてよろしいでしょうか。夜間時など仮眠中は業務従事時間外となるため、確認させていただきたくお願い致します。	ご理解の通りです。休憩及び仮眠については、業務に支障をきたさないよう適宜交替で取ることとします。	
168	要求水準書(案) 添付資料17							資料17(現第1展示館解体・撤去工事関連図面)については、入札公告時に開示予定とされていますが、現第1展示館や既存基礎等々の解体コストの検証を早期に実施したく、入札公告より前の段階で開示していただけないでしょうか。	入札公告時に示します。	